資料2　熊谷市の自然・生活・快適環境

自然環境

本市は、豊かな水辺や南部地域に広がる平地林や斜面林など変化に富んだ環境を有し、この環境に適した、多様な動植物が生息しています。

しかし、近年のほ場整備や宅地開発などによる樹林地の伐採や、屋敷林の減少、湧水の枯渇などにより、生息場所を失い個体数が減少しているものも確認されています。この中には絶滅危惧種も多く含まれており、生息・生育環境そのものの保全が課題となっています。

また、外来生物の侵入による生態系への影響や種の交雑も懸念されています。

生物多様性に関する世界の動向では、2010 年に、世界 179 か国の参加による「第 10 回生物多様性条約締約国会議（COP10）」が愛知県で開催され、2020 年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急的に地域及び地球規模で行動することを盛り込んだ「愛知目標」が採択されました。その後、2022 年 12 月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、2010 年に採択された愛知目標の後継となる、2030 年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。我が国ではこれに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、2023 年 3 月 31 日に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。

こうした流れを踏まえ、埼玉県においても「生物多様性保全県戦略」に基づき、全県的な保全活動を進めるとともに市町村単位での「生物多様性地域戦略」の策定・実行が求められています。

（1）　利根川・福川

利根川の河原はコアジサシやチドリ類の繁殖地となっています。また、広い水面はカモ類などの水鳥の越冬地となっており、オオタカ、ハヤブサ、コミミズクなどの猛きん類も観察されています。

また、福川は熊谷市と行田市の境界で利根川に合流しますが、この付近もまたカモ類などの水鳥の越冬地となっており特にカンムリカイツブリ、ハクチョウ類、ガン類の飛来地として近年注目されています。

（2）　別府沼

貴重な自然が残されている総合公園として整備されています。ここにはミゾコウジュ、ヒメシロアサザ、ヒシ、ミズアオイ、ミズオオバコ、ミクリなど、多くの湿生植物が自生しており、これまでに 14 種の絶滅危惧種が確認されています。また、その生育環境は「別府沼を考える会」を中心として行われている清掃活動などにより守られています。

このほか、モグラやタヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギなどの哺乳類が観察されているほか、鳥類はカイツブリ、コサギ、アオサギ、カワセミ、バンなどの水辺の鳥に加え冬場は多くのカモ類が越冬しています。

（3）　観音山

荒川の浸食により残った丘陵（残丘と言われている）で、アカマツやクヌギ、コナラ、エゴノキ、ヤマツツジなどからなる樹林の林床には、全国 2 か所だけで確認されている低地性のニッコウキスゲやカタクリの小群落があります。

動物はアズマモグラやタヌキのほか、コゲラ、メジロ、エナガ、ヤマガラ、カケス等樹林性の鳥類、ノコギリクワガタなどの昆虫類も確認されています。また、観音山の南側に沿って流れる小川にはシジミやカワニナが生息しています。

（4）　荒川河川敷（荒川大麻生公園「野鳥の森」とその周辺・押切河原）

広瀬から大麻生地区に広がる荒川河川敷は、扇状地特有の形態をなし、草地には県内最大規模のカワラナデシコの群落があります。このほか、カワラサイコ、カワラハハコなど河原特有の植物は、出水氾濫などで河原の状態が維持されることが必要ですが、上流にダムが整備されたため、これに替わる火入れ管理が毎年行われています。この付近は、水面から砂れき地、草原、かん木林、明るい林、暗い森へと植生が遷移し、変化に富んだ環境となっています。荒川大麻生公園として保全、管理されているため、野鳥の種類も多く、水面や砂れき地ではコハクチョウ、カモ類、シギ・チドリ類、サギ類が、草原やかん木林ではヒバリ、ホオジロ、キジなどが、明るい林や森ではエナガやアオゲラに加え夏鳥のキビタキやオオルリなどが春と秋の渡りの時期に、冬季にはベニマシコやミヤマホオジロなどが観察されます。

また、オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウなどの猛きん類も 1 年を通じて観察されます。

昆虫類では、ヒメビロウドカミキリ、ミヤマセセリ、オオムラサキ、ハルゼミ、ミヤマチャバネセセリなども確認されています。

この上流部の押切河原は、平成 8 年に当時の環境庁が発表した「残したい日本の音風景百

選」に「荒川・押切虫の声」として選ばれた地域で、マツムシ、スズムシ、カンタン、キリギリスなど 29 種類の鳴く虫が確認されています。

（5）　元荒川とその源流

元荒川の源流を中心にムサシトミヨが生息しています。ムサシトミヨは冷たい湧き水に生息するトゲウオ科の魚で、かつては星溪園の玉の池やこの湧水を源流とする星川、佐谷田・久下地区の小川、本庄市や川越市、東京都西部に広く生息していましたが、湧水の枯渇によりしだいに姿を消し、現在の生息地は、地下水をくみ上げて流しているこの地域のみとなりました。地元の「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」の会員を中心に保護活動が行われ、平成 3 年に県の魚として、平成 23 年には市の魚として指定されています。

魚類は、ムサシトミヨのほか、アブラハヤ、タモロコ、モツゴ、キンブナ、ギンブナ、ドジョウ、メダカ、トウヨシノボリなどが、エビ類ではヌカエビ、貝類では二ホンマメシジミ、カワニナが確認されています。

水生植物は、エビモ、フサモ、ミクリ、バイカモなどが生息しています。

また、元荒川に沿って水田が点在しており、オニグルミ、クヌギ、ケヤキ等が生育しています。

きれいな川というだけではなく、地元の方たちの活動や周辺環境が評価され、平成 20 年 6 月には環境省から「平成の名水百選」に選定されました。

（6）　南部地域

江南台地では斜面林や平地林が形成されており、クヌギ、コナラに加え植林されたスギやヒノキが見られます。また、大沼など多くのため池起源の池沼が点在しているのも特徴です。

動物は、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギなどの中型の哺乳類が確認されています。

野鳥は、ホオジロ、ウグイス、ホトトギス、アカゲラに加え、オオタカ、フクロウなど猛きん類が観察されます。また大沼ではカモ類が越冬しています。

昆虫類では「国蝶」のオオムラサキが確認されているほか、つけぎ沼、柴地区・千代地区などの水路や和田吉野川の一部ではゲンジボタルが生息しています。市では、「熊谷市ホタルの保護に関する条例」を制定し、ホタルが生息できる水環境の保全を図っています。

（7）　農耕地

放棄された水田地帯においては、ヨシ、ヒメガマ、イヌビエなどの湿地性の植物が繁茂し、ミゾソバ等の群落も形成されています。

動物は、アズマモグラ、タヌキ、イタチ、カヤネズミなどの哺乳類のほか、鳥類ではサギ類やカルガモなどの水鳥やキジ、ヒバリなどが、東部地区の農耕地ではシラコバトが確認されています。また、別府沼周辺の水の張られた休耕田では秋の渡りの時期に多くのシギ、チドリ類が確認されています。

（8）　市街地

植物はケヤキ、イチョウ等の街路樹や、公園や民家に植栽された樹木が生育しています。

動物は、アブラコウモリのほか、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、メジロ、シジュウカラ、スズメなどの野鳥が見られます。近年、ツミやチョウゲンボウなどの猛きん類の繁殖も確認されています。

（9）　本市でみられる希少な動植物

植物では、別府沼周辺のヒメシロアサザ、ミズアオイ、キツネノカミソリ、江袋沼周辺のキタミソウ、ヒシ、ミズオオバコ、観音山のカタクリ、イヌノフグリ、荒川大麻生公園のカワラナデシコ、南部地域のホソバイヌタデ、大里庁舎周辺のアブノメなどが該当しています。動物では、元荒川のムサシトミヨ、荒川大麻生公園のミヤマシジミ、吉見堰(ぜき)幹線用水路のゲンジボタル、南部地域のズイムシハナカメムシ、鳥類に関しては市内でオオタカ、チュウサギ、コアジサシ、シラコバト、フクロウなどが該当しています。

なかでも市の魚であるムサシトミヨは、世界で本市が唯一の生息地であることから、県や市民団体との協力体制による保護活動が活発に行われています。生息数は、平成 13 年度 33,510 尾、平成 17 年度 15,757 尾、平成 23 年度 22,655 尾、平成 27 年度 2,345 尾、令和２年度 4,754 尾と推移しており、生息域の環境改善等を目的とした調査を実施しています。また、ゲンジボタルについては、「熊谷市ホタルの保護に関する条例」を定めて、保護活動が行われており、令和５年度に行われた調査では、条例で定める保護重点区域において 948 匹確認されました。



カワラナデシコ



ヒメシロアサザ



オオタカ



キタミソウ



ムサシトミヨ

（10）　特定外来生物

外来生物とは、本来その地域に生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用等の目的で輸入されています。また、荷物や乗り物等にまぎれて持ち込まれたものも多くあります。一部の外来生物は、生態系のみならず、人間や農林水産業などに悪影響を及ぼしており、積極的な駆除、抑制を行うため、「外来生物法」に基づき特定外来生物として指定されています。

特定外来生物に指定されたものについては、飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されています。特定外来生物を野外において捕まえた場合、運搬に該当するため持って帰ることは禁止されていますが、その場ですぐに放すことは規制の対象とはなりません。

本市においても、アライグマやウシガエル、ブルーギル、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク、アレチウリなどの特定外来生物がみられます。

■ 本市で確認された特定外来生物

分類群	科	特定外来生物
哺乳類	アライグマ	アライグマ
鳥類	チメドリ	ガビチョウ
		ソウシチョウ
両生類	アカガエル	ウシガエル
条鰭亜綱（魚類）	サンフィッシュ	ブルーギル
		コクチバス
		オオクチバス
維管束植物	キク	オオキンケイギク
		オオハンゴンソウ
	ゴマノハグサ	オオカワヂシャ
	ウリ	アレチウリ
昆虫類	カミキリムシ	クビアカツヤカミキリ

資料：熊谷市環境基本計画自然環境調査報告書（平成 12 年 3 月）、
環境省・農林水産省　生態系被害防止外来種リスト（平成 28 年 3 月）



特定外来生物（アライグマ）資料：埼玉県



フラス（クビアカツヤカミキリの幼虫による排出物）

提供：環境科学国際センター



クビアカツヤカミキリ

提供：環境科学国際センター

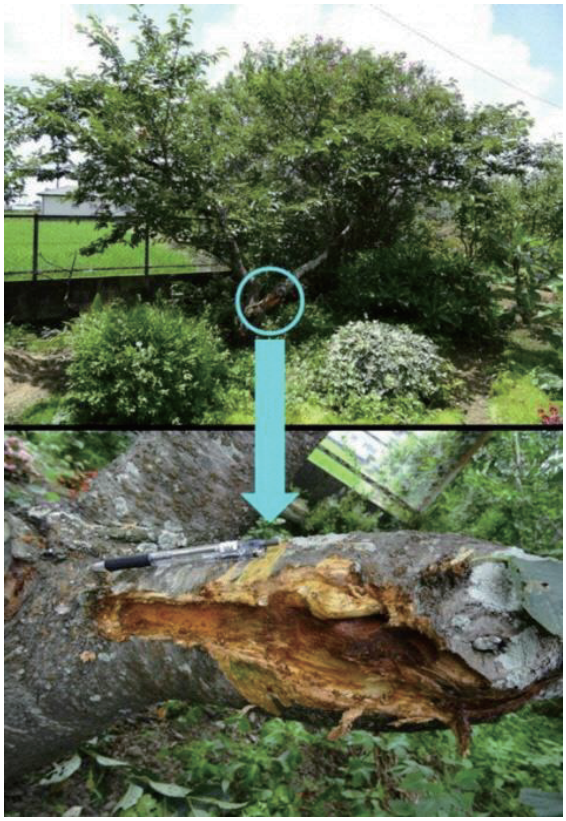

サクラに侵入した１頭の幼虫による摂食範囲

提供：環境科学国際センター

（11）　生態系被害防止外来種

生態系被害防止外来種は、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすまたはそのおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて、環境省及び農林水産省が作成・公表するものです。

元荒川では、アメリカザリガニ（緊急対策外来種）、コカナダモ、オランダガラシ、キショウブ（以上、重点対策外来種）、コモチカワツボ（その他の総合対策外来種）が確認されており、ムサシトミヨ保護のため、アメリカザリガニの駆除を行っています。

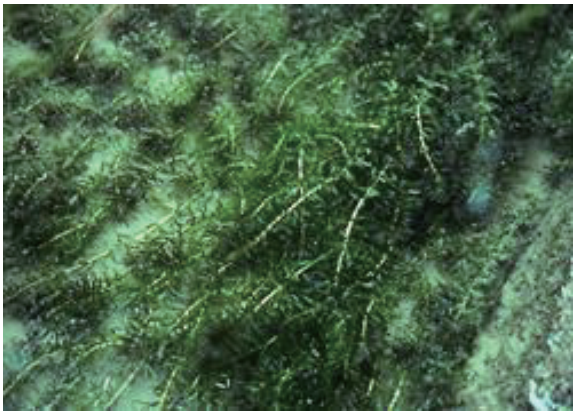

コカナダモ

資料：外来植物図鑑（農研機構　農業環境変動研究センター）

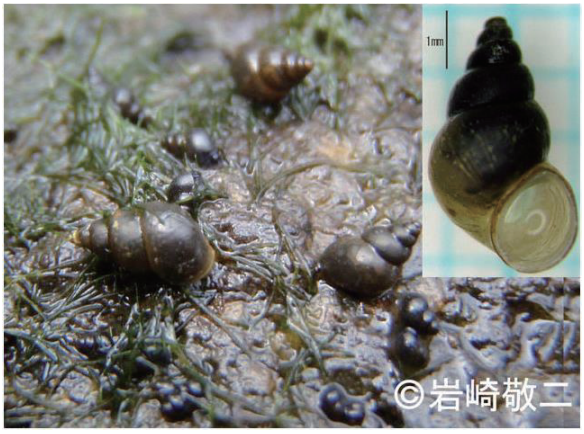

コモチカワツボ

資料：侵入生物データーベース（国立研究開発法人　国立環境研究所）

生活環境

（1）　大気

本市は、東西に走る国道 17 号、南北に走る国道 407 号が交差している交通の要衝として自動車の交通量が多く、また、熊谷工業団地、妻沼西部工業団地及び吉岡地区等に工業団地を抱え、工場も多数立地しています。

このことから、埼玉県は本市内に一般環境大気測定局２か所、自動車排出ガス測定局１か所を設置し、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質(PM2.5)（※１）・光化学オキシダント（※２）を公定法により測定して常時監視を行っており、近年では、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しています。

市では独自に、交通量の多い道路沿いにおいて自動車から排出される二酸化窒素を、また、工業団地内の工場から排出される二酸化窒素・二酸化硫黄を、それぞれフィルターバッジ法（簡易測定法）により測定しています。簡易測定法による測定結果ですので、環境基準との単純比較はできませんが、目安としては全ての地点で環境基準を達成しています。

また、降下ばいじんについてはデポジットゲージ法で測定しており、環境汚染の目安としている 10ｔ／㎢／月（※３）を全ての測定地点で達成しています。

大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発令される光化学スモッグの予報（0.12ppm 以上が予想される時）及び注意報（0.12ppm 以上となった時）は、日差しや気温・風の強さ等の影響もあり、例年７月、８月に多く発令されています。

今後は、光化学オキシダント濃度の低減と、光化学スモッグの発生に伴う健康被害を予防するためのより充実した体制づくりが求められます。

※１　微小粒子状物質（PM2.5）について、埼玉県内では、令和 5 年度は 66 か所で測定を実施しており、本市では 3 か所で測定を行っている。

※２　光化学オキシダントについて埼玉県内では、令和 5 年度は 55 か所で測定を実施しており、本市では 2 か所で測定を行っている。

※３　スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行（平成 2 年 7 月 3 日環境庁大気保全局長通知）による。

■二酸化硫黄（年平均値）の推移

◇埼玉県実施調査結果（市内１地点）

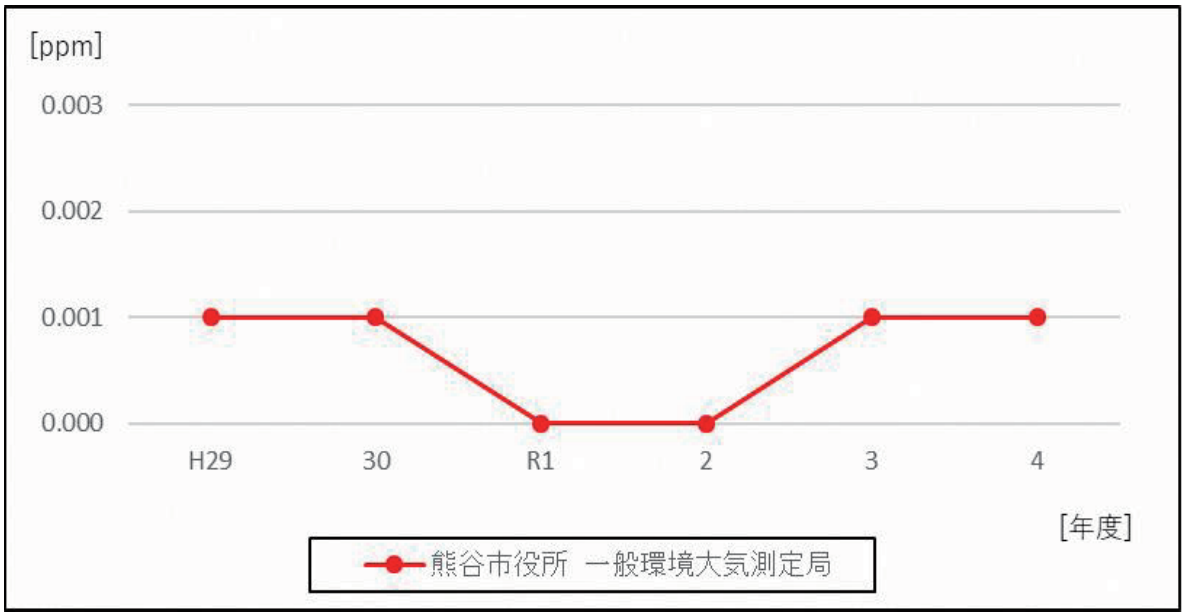

※　二酸化硫黄に係る環境基準･･･1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

◇熊谷市実施調査結果（市内６地点）

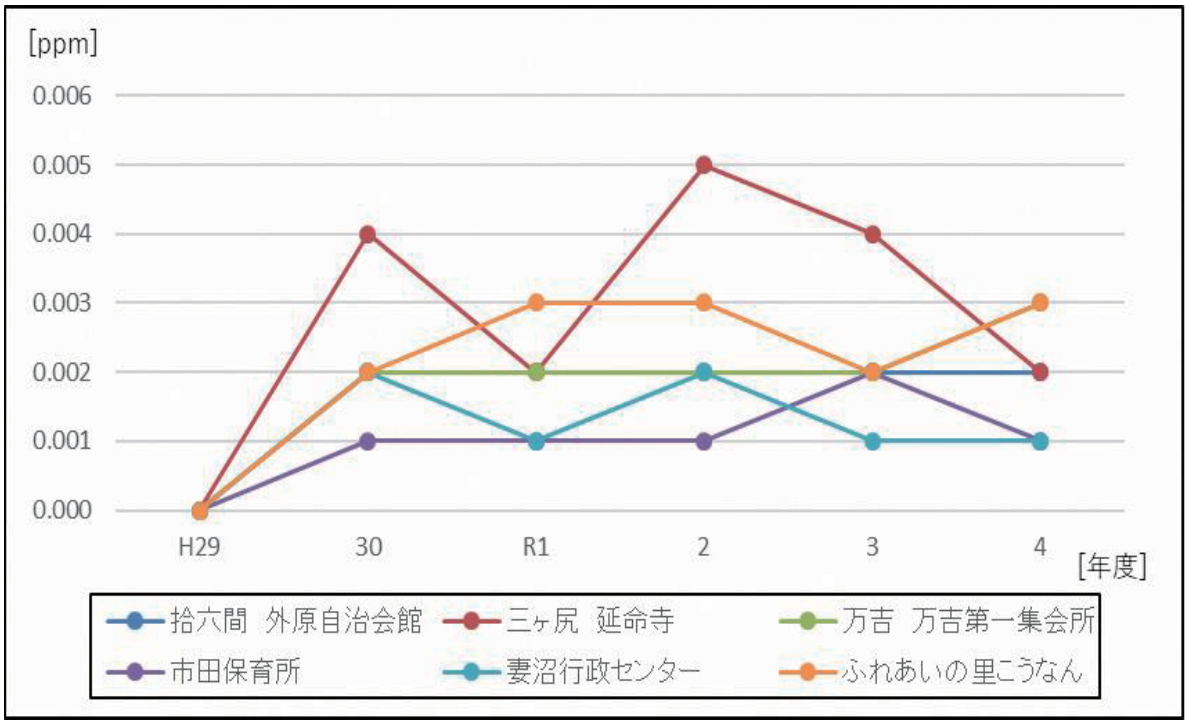

※　二酸化硫黄に係る環境基準･･･1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

■二酸化窒素（年平均値）の推移

◇埼玉県実施調査結果(市内３地点)

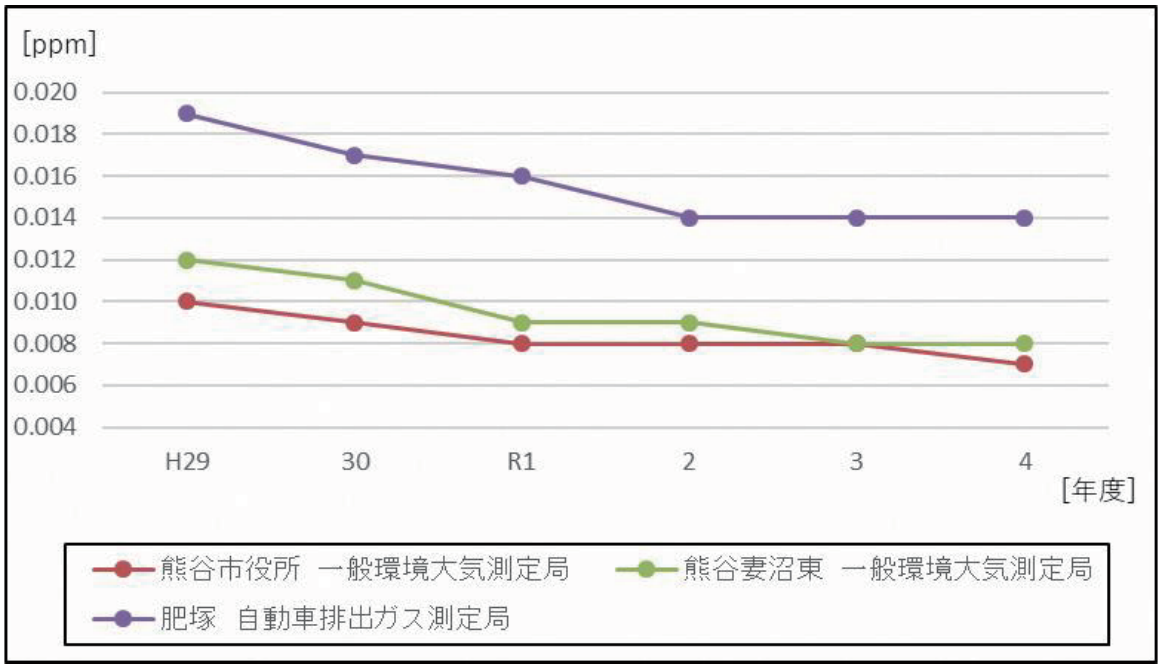

※　二酸化窒素に係る環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

◇熊谷市実施調査結果（市内 10 地点）

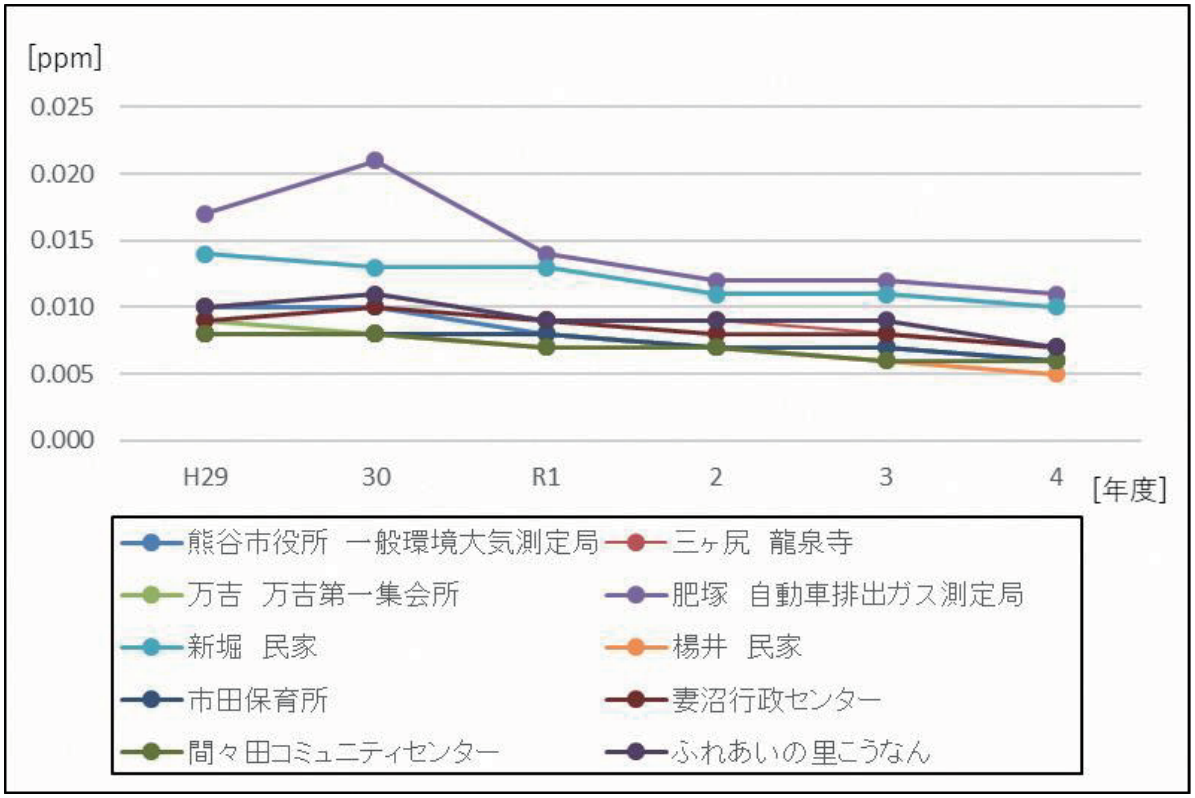

※　二酸化窒素に係る環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

◇熊谷市実施調査結果（工業団地周辺）(市内５地点)

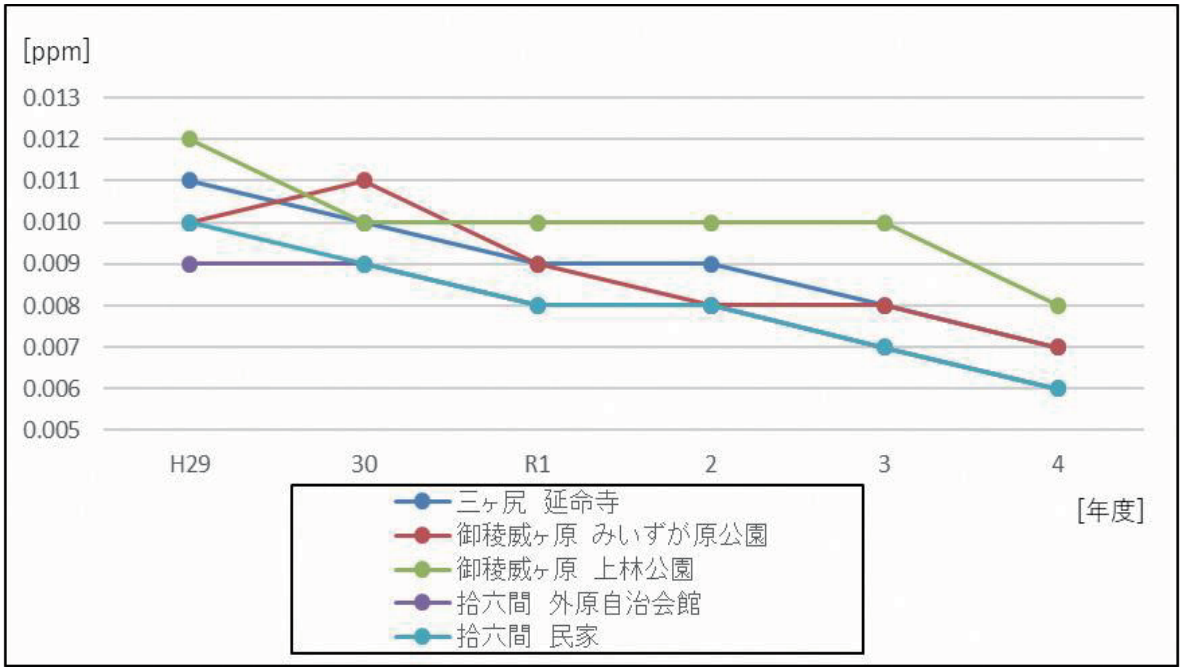

※　二酸化窒素に係る環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

■一酸化炭素（年平均値）の推移

◇埼玉県実施調査結果(市内２地点)

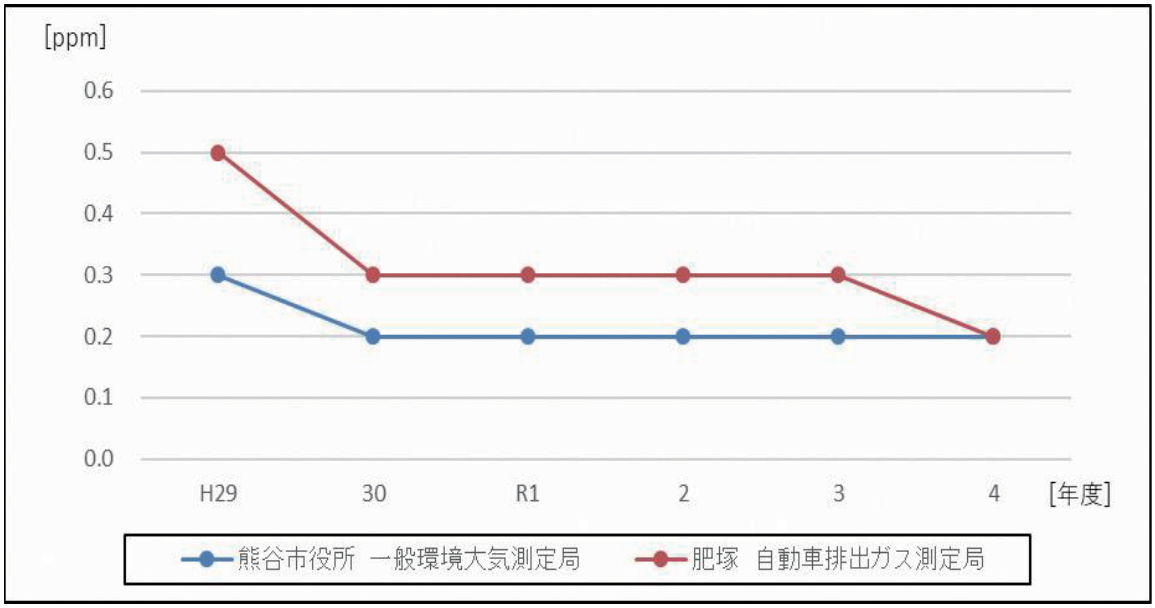

※　一酸化炭素に係る環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

■浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

◇埼玉県実施調査結果(市内３地点)

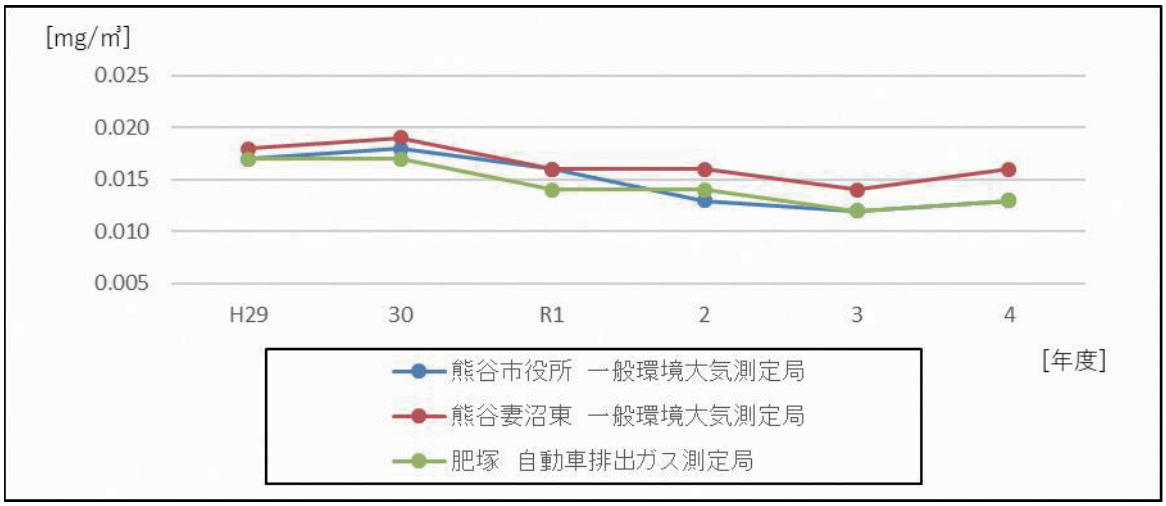

※　浮遊粒子状物質に係る環境基準…1 時間値の 1 日平均値が 0.10 ㎎/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 ㎎/㎥以下であること。

■降下ばいじん（年平均値）の推移

◇熊谷市実施調査結果(市内４地点)

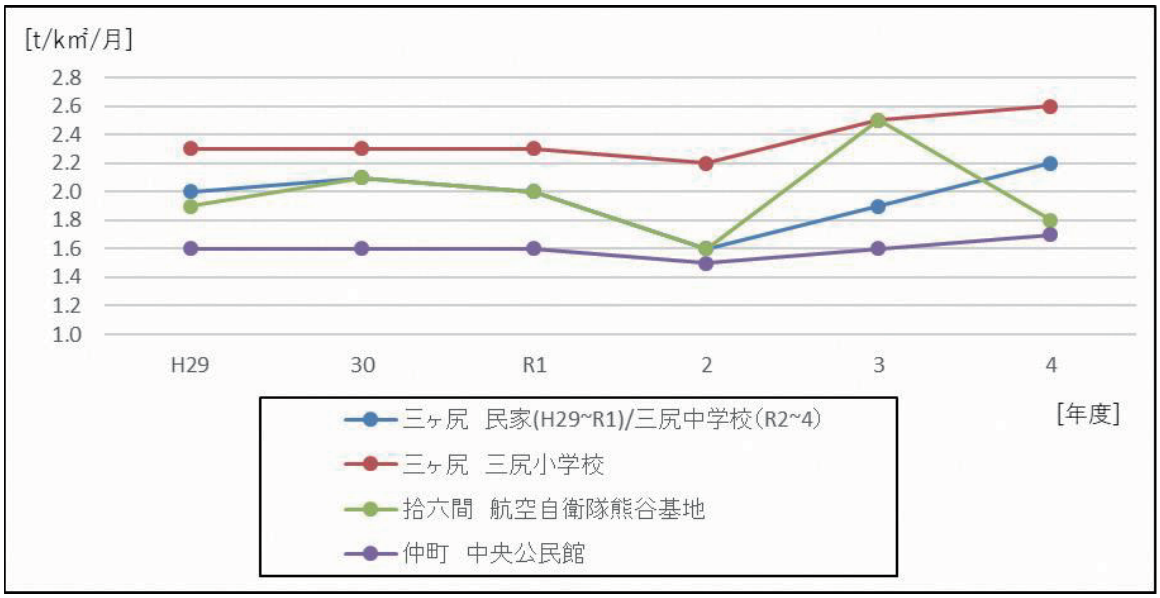

※　降下ばいじんに係る市の目安…10t/k㎡/月。スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行（平成２年７月３日環境庁大気保全局長通知）による。

■光化学オキシダントの環境基準超過時間数の推移

◇埼玉県実施調査結果(市内２地点)

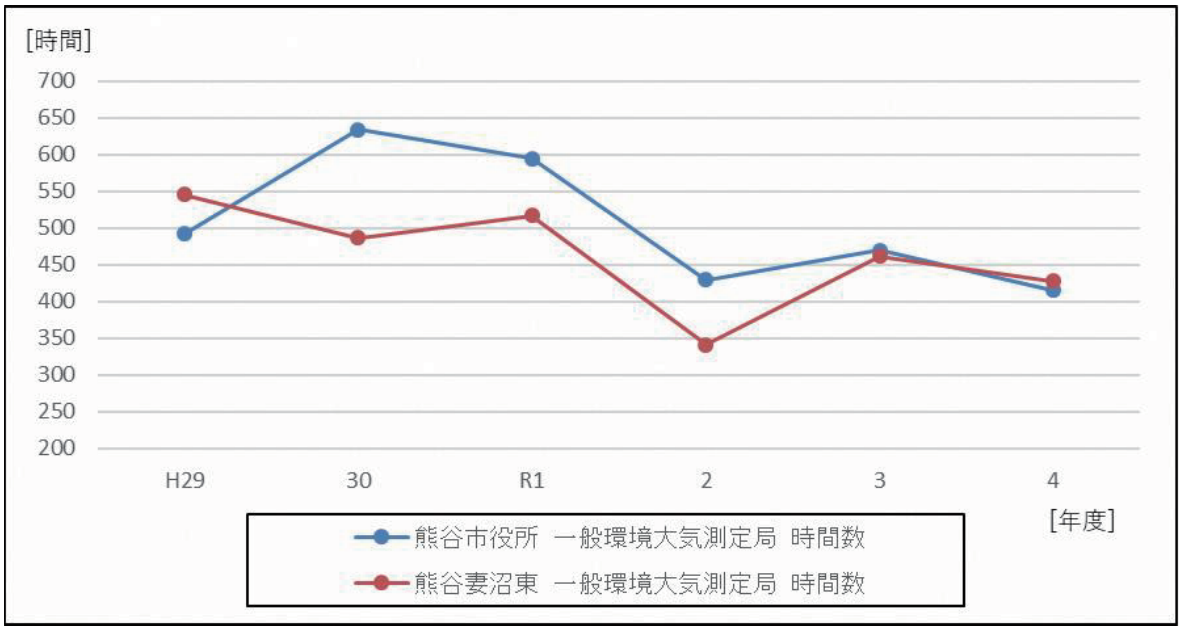

※　光化学オキシダントに係る環境基準…1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

※　時間数…1 時間値が 0.06ppm 以上の時間数。

■光化学スモッグ注意報等の発令回数の推移

◇埼玉県実施調査結果

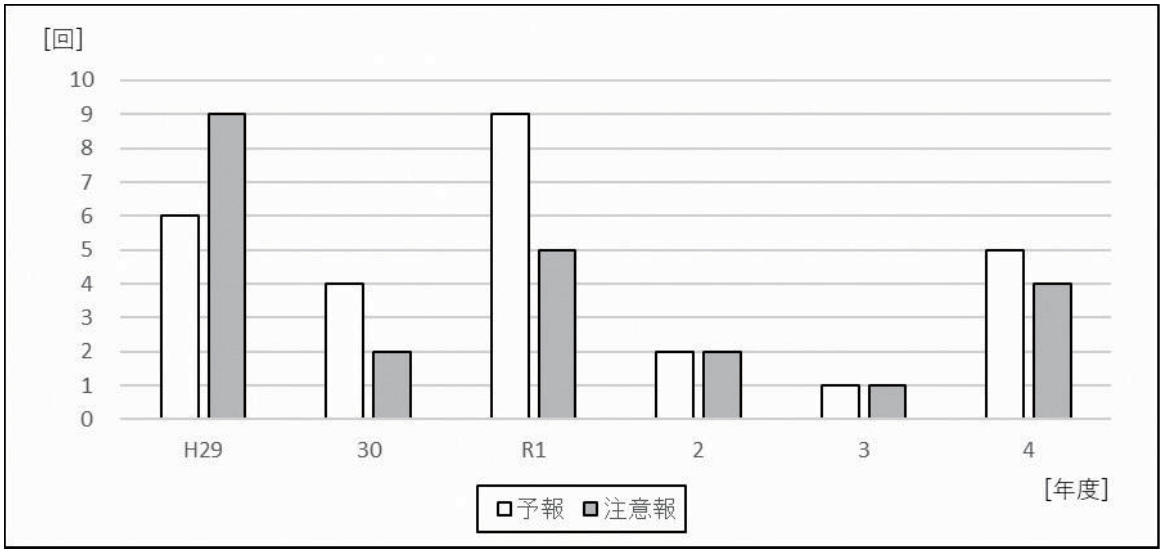

※　５月から 10 月の期間で発令されるが、特に７月と８月に発令される回数が多い。

■微小粒子状物質濃度（年平均値）の推移

◇埼玉県実施調査結果(市内３地点)

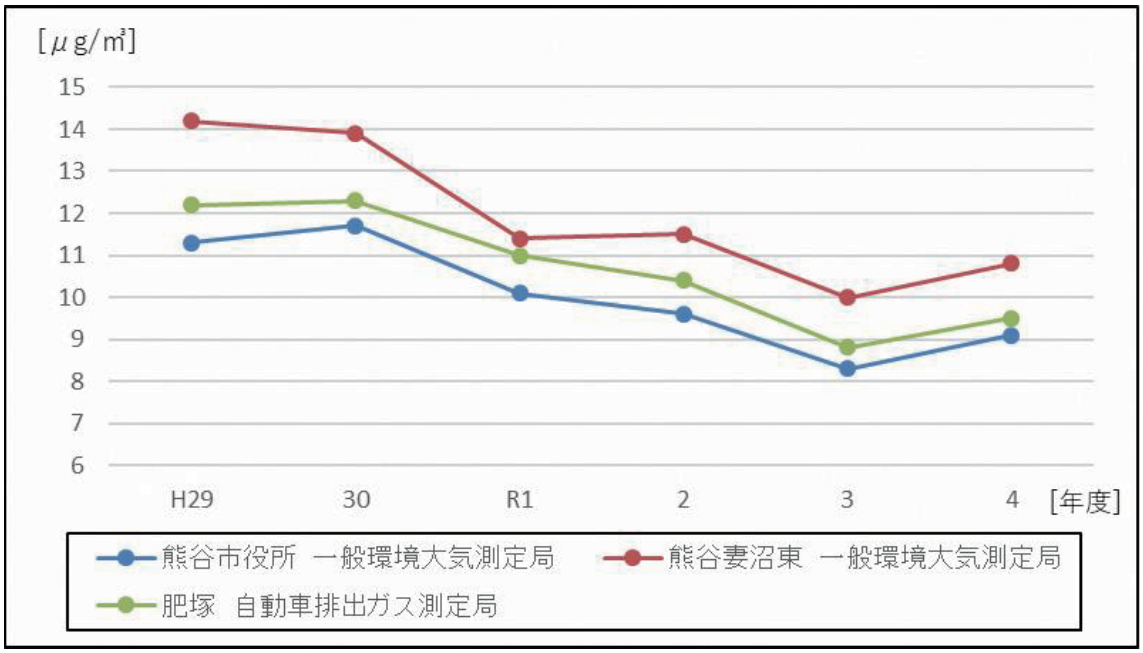

※　微小粒子状物質に係る環境基準…1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

■微小粒子状物質濃度（日平均値の 98%値）の推移

◇埼玉県実施調査結果(市内３地点)

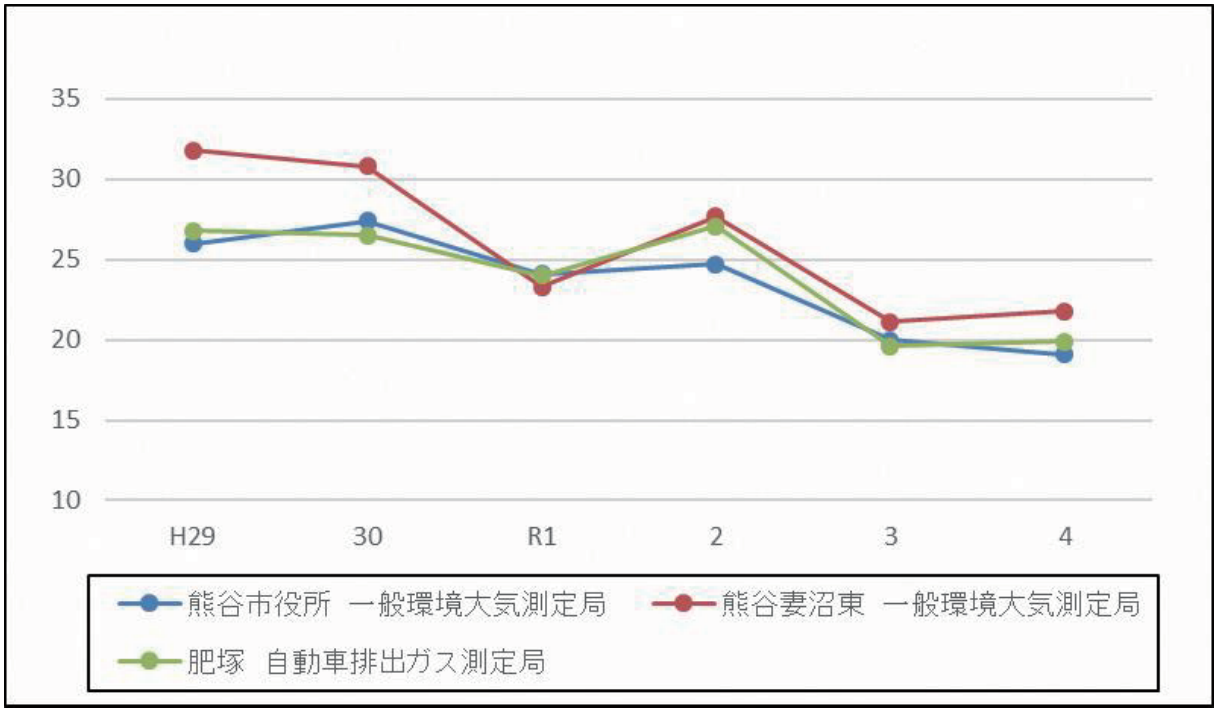

※　微小粒子状物質に係る環境基準…1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

■熊谷市の大気測定地点と測定項目

測　定　地　点	実施機関	記号	測　定　項　目
熊谷 [熊谷市役所] （一般環境大気測定局）	埼玉県	◎	二酸化硫黄（SO_2）、窒素酸化物（NO_x）、 一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、 光化学オキシダント（O_x）、微小粒子状物質（PM2.5）、 風向・風速、温度・湿度
熊谷妻沼東 [妻沼中央公民館] （一般環境大気測定局）	埼玉県	○	窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）、 光化学オキシダント（O_x）、微小粒子状物質 （PM2.5）、風向・風速
肥塚 （自動車排出ガス測定局）	埼玉県	○	二酸化硫黄（SO_2）、窒素酸化物（NO_x）、 一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、 微小粒子状物質（PM2.5）、炭化水素（HC）、風向・風速
市内６地点	熊谷市	○	二酸化硫黄（SO_2）
市内 10 地点	熊谷市	△	二酸化窒素（NO_2）
三ケ尻地区５地点 （熊谷工業団地周辺地域）	熊谷市	▲	二酸化窒素（NO_2）
三ケ尻・仲町地区４地点	熊谷市	●	降下ばいじん
熊谷市役所	埼玉県	□	有害大気汚染物質等
緑化センター	埼玉県	□	特定フロン等物質、代替フロン物質
三ケ尻	埼玉県	×	ダイオキシン類

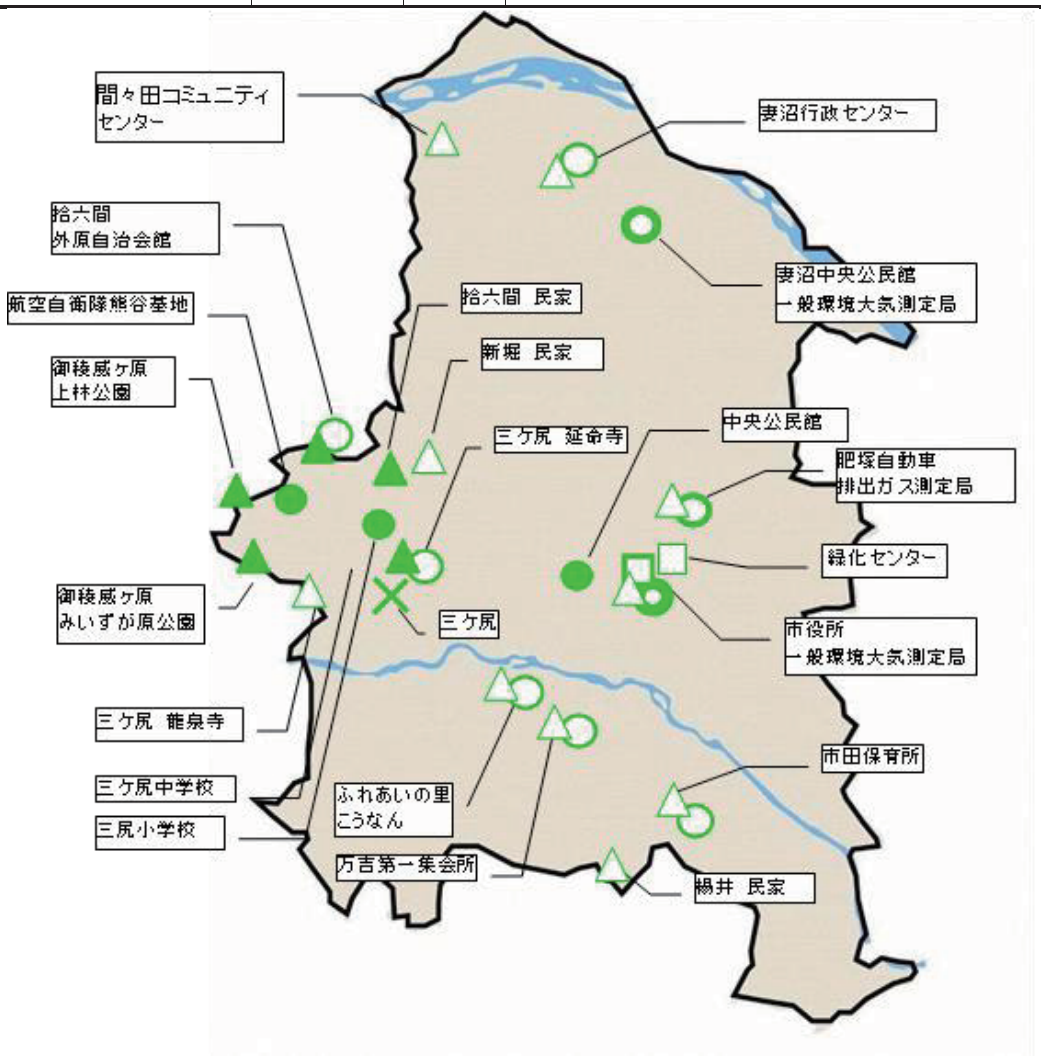

（2）　水質

本市は、荒川、利根川の 2 大河川と和田吉野川、和田川、福川、元荒川、通殿川等の一級河川、新奈良川、新星川の準用河川や用排水路のほか、別府沼やさらには江南地区には大沼をはじめとする多くの池沼があります。

水質の測定調査を主要河川と用水路などで実施しており、令和 4 年度は 20 か所で実施しました。

「生活環境の保全に関する環境基準」の指標の一つであり、一般的に川の汚れの目安に使われている生物化学的酸素要求量（BOD）については、ほとんどの調査地点が「きれい」または「ややきれい」の範囲でしたが、新星川など一部の河川・水路において数値が改善されていないところがあります。

河川の水質汚濁の原因の約 7 割は、一般家庭の生活排水によるものと考えられています。このため、熊谷市生活排水処理基本計画に基づき、市街地における公共下水道の整備推進、公共下水道区域外における合併処理浄化槽設置の促進及び農業集落排水処理施設の適正な維持管理(2022（令和 4）年度汚水処理率 78.3%)を行い、排水の浄化に努めていますが、排出者である市民一人一人が、生活排水浄化に対する高い認識を持って生活様式の改善を図ることが求められます。

■令和 4 年度公共用水域水質調査結果～主な河川と用水路の水質～

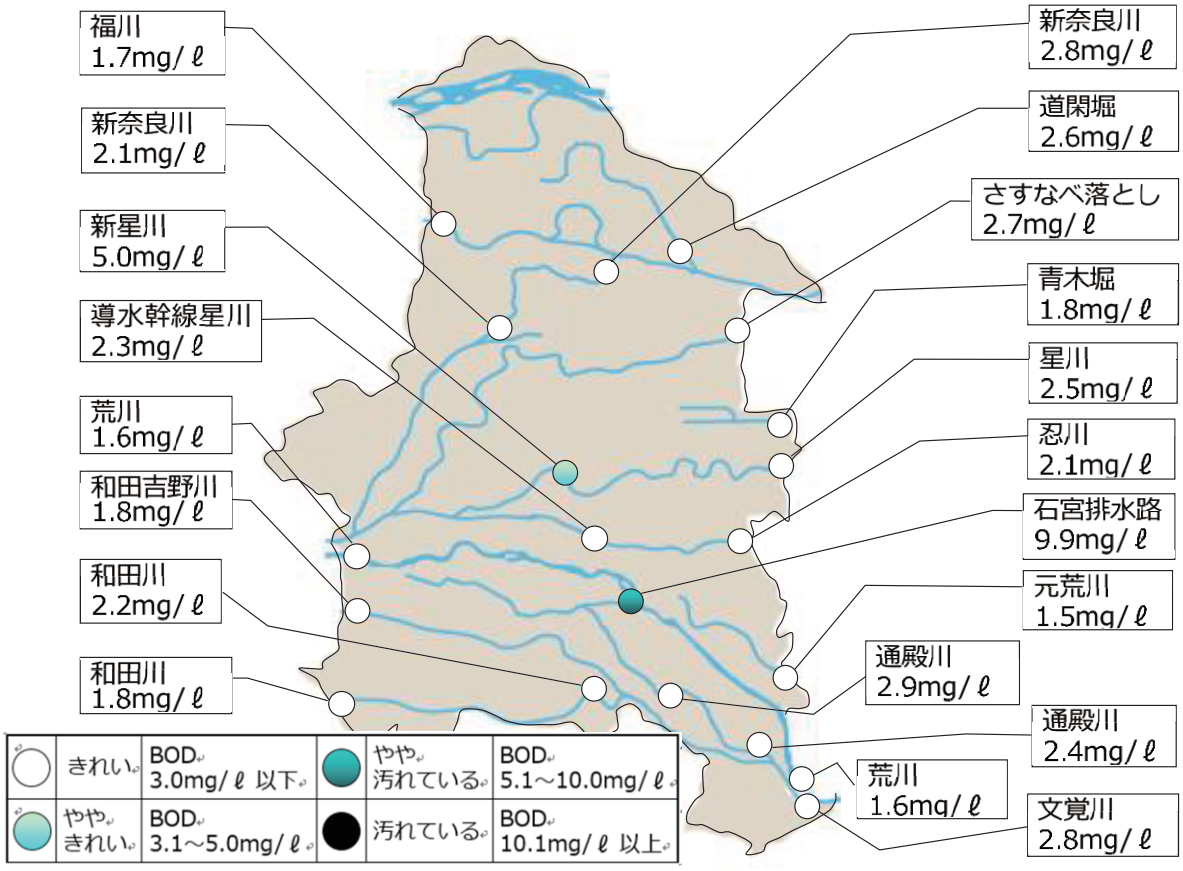

（3）　騒音・振動・悪臭

騒音を発生させる施設や作業に対しては、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」による規制があり、市では、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められる事業所等に対して指導を行っています。空調機器の使用やペットの鳴き声等、家庭からの騒音に対する法令規制はありませんが、周辺への配慮が必要です。

本市では、国道・県道の 11 地点（※１）で継続して自動車騒音測定を実施し、道路管理者に結果を提供しています。騒音規制法で定める要請限度（※２）の達成状況には改善がみられますが、いくつかの測定地点において、環境基準を超過している状況が続いています。

また、平成 21 年度からは、国道・県道で、自動車騒音常時監視を実施しています。自動車騒音常時監視は、国道・県道で、2 車線以上の車線を有する道路等に面する住居等が存在する地域で、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して当該地域がさらされる年間を通じて平均的な状況を把握するものです。本市では、平成 21 年度から 5 年のローテーションで監視することとしており、平成 31 年度から令和 4 年度の 4 年間に行った区間全体の環境規準達成率は、95.4 %となっています。

上越新幹線の騒音・振動測定を埼玉県が宮本町・三ケ尻の 2 地点で実施しており、両地点とも環境基準値、指針値を達成しています。

また、悪臭については、継続して悪臭苦情が寄せられている工場及び事業場では悪臭の測定を行い、測定の結果規制基準の超過が認められた場合は改善の指導を行っています。なお、測定方法は、従前は特定悪臭物質 22 項目についての濃度測定でしたが、平成 19 年 10 月 1 日から、近年の未規制物質臭や複合臭への対応も可能となる「臭気指数規制方式」を導入しました。

今後も引き続き、規制基準等を遵守するよう、工場及び事業場に対し、環境基準等の達成に向けた指導、要請に努めるなど、良好な生活環境を保全することが求められます。

※１　令和３年度までは１２地点。環境基準を大きく達成し続けていること、騒音苦情が発生していないことから、令和４年度に１地点において測定を廃止しました。

※２　騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音が一定の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとします。この自動車騒音の一定の限度のことを要請限度といいます。騒音規制法第 21 条の 2 に基づき市町村長が騒音の大きさを測定します。

■自動車騒音の測定結果（環境基準及び要請限度との比較）

（単位：dB）

路線名	測定地点	昼間（午前6時～午後10時）						夜間（午後10時～午前6時）					
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
①一般国道17号	石原1－127	67	66	67	66	66	66	65	65	64	63	63	63
②一般国道125号	佐谷田498	64	63	63	63	62	62	59	58	59	59	57	58
③一般国道140号バイパス	大麻生5－5	68	68	68	68	67	67	64	64	63	64	63	63
④一般国道407号	河原町1-157	71	70	71	70	70	70	69	69	70	69	69	68
⑤一般国道407号	村岡705－1	68	67	68	67	68	65	67	66	67	67	68	64
⑥一般県道太田熊谷線	肥塚3-3-17	69	68	66	65	66	66	67	67	64	64	65	64
⑦主要地方道熊谷小川秩父線	万吉2222-1	68	68	67	66	68	67	63	62	62	61	62	61
⑧主要地方道深谷東松山線	三ヶ尻2868-1	64	64	65	64	65	64	60	60	60	59	60	60
⑨主要地方道熊谷館林線	肥塚701-13	66	64	64	65	65	65	61	59	59	59	60	59
⑩一般県道武蔵丘陵森林公園広瀬線	万吉916	61	60	60	61	61	61	58	58	57	59	59	59
⑪一般国道熊谷バイパス	柿沼449-5	63	63	65	64	65	63	61	60	62	62	62	60
⑫一般国道熊谷バイパス	肥塚596-1	55	53	54	53	53		52	51	51	51	50	
環境基準		70						65					
要請限度		75						70					

※網掛けは、環境基準超過を示す。

■自動車騒音常時監視の測定結果（環境基準との比較）

路線名	達成率（%）	住居等戸数	達成戸数	路線名	達成率（%）	住居等戸数	達成戸数
一般国道125号	98.0	49	48	籠原停車場線	100.0	55	55
一般国道140号	82.8	413	342	ときがわ熊谷線	100.0	38	38
一般国道17号	88.3	2753	2431	北河原熊谷線	100.0	38	38
一般国道407号	86.8	1256	1090	石原停車場線	99.4	181	180
熊谷小川秩父線	100.0	749	749	冑山熊谷線	99.4	165	164
本庄妻沼線	98.5	136	134	弁財深谷線	99.5	402	400
深谷東松山線	99.3	554	550	原郷熊谷線	99.0	516	511
羽生妻沼線	99.6	709	706	新堀尾島線	94.2	720	678
行田東松山線	86.0	43	37	小島太田線	100.0	62	62
熊谷児玉線	100.0	38	38	弥藤吾行田線	100.0	361	361
熊谷寄居線	100.0	252	252	福田鴻巣線	97.9	48	47
熊谷館林線	99.9	865	864	太田熊谷線	99.4	1056	1050
熊谷停車場線	87.5	96	84	小八林久保田下青鳥線	100.0	3	3
深谷飯塚線	100.0	147	147	美土里町新堀線	100.0	705	705
熊谷羽生線	98.9	641	634	葛和田新堀線	99.5	599	596
小江川本田線	100.0	73	73	武蔵丘陵森林公園広瀬線	90.8	76	69

※網掛けは環境基準超過を示す。

■自動車騒音常時監視の実測評価区間の測定結果（環境基準との比較）

測定地点	評価対象道路 路線名	等価騒音レベル（dB）		測定地点	評価対象道路 路線名	等価騒音レベル（dB）	
		昼間	夜間			昼間	夜間
上之	一般国道17号	73	73	葛和田	羽生妻沼線	67	61
新堀	一般国道17号	71	69	小八林	行田東松山線	71	67
広瀬	一般国道140号	71	69	三ケ尻	熊谷児玉線	65	61
下奈良	太田熊谷線	68	64	新堀新田	美土里町新堀線	66	65
上恩田	一般国道407号	67	66	原島	一般国道407号	66	63
石原	一般国道17号	66	63	相上	冑山熊谷線	66	59
三ケ尻	深谷東松山線	69	64	玉井	原郷熊谷線	66	59
中西	熊谷館林線	60	54	西別府	新堀尾島線	70	66
池上	一般国道125号	68	66	御正新田	武蔵丘陵森林公園広瀬線	69	67
佐谷田	一般国道125号（現：県道熊谷羽生線）	69	65				

※網掛けは環境基準超過を示す。

■熊谷市の自動車騒音測定地点

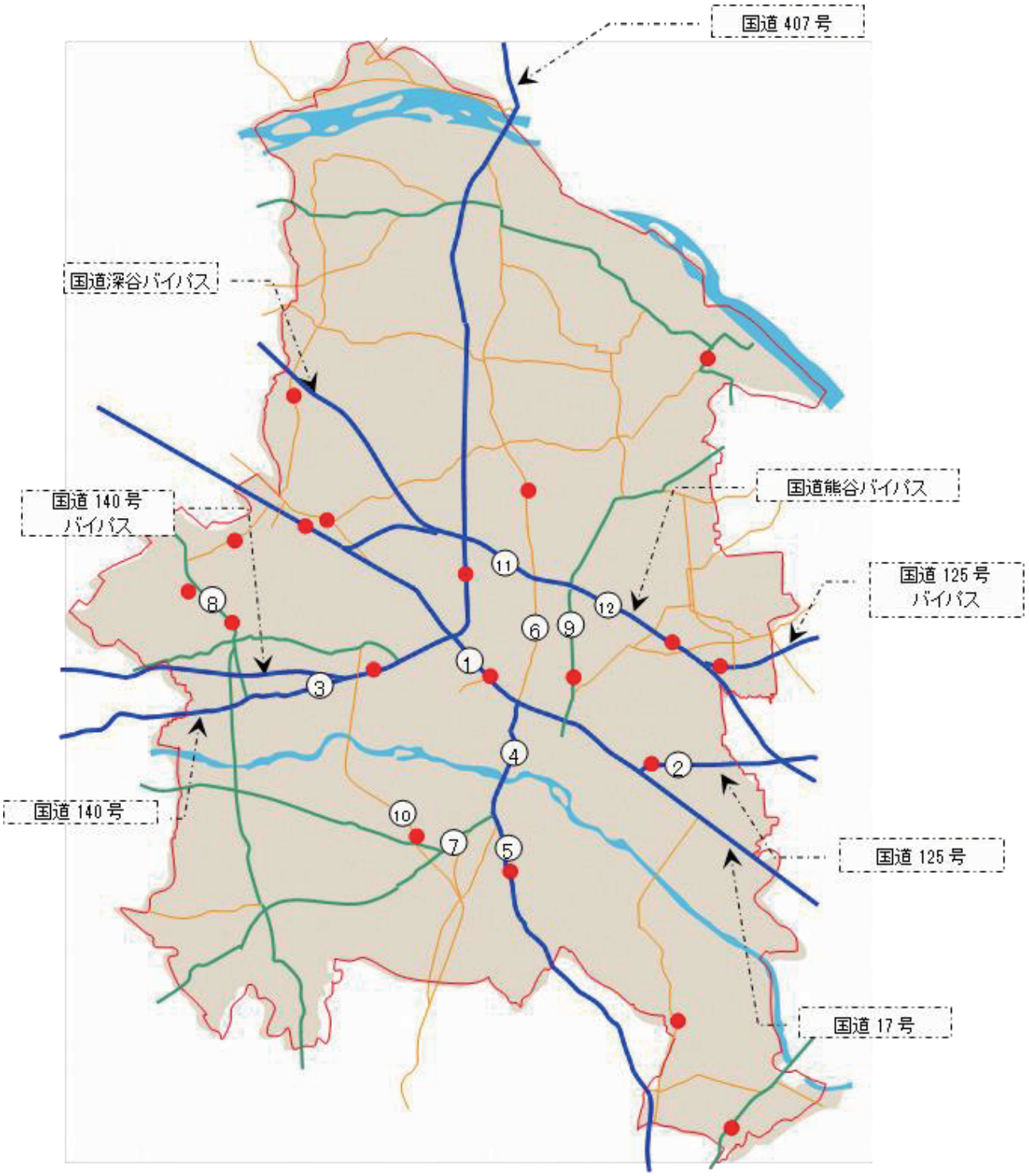

主要地方道国道

一般県道

主要地方道

※　丸数字は、自動車騒音の測定点を示す。

※　赤丸は、実測評価区間の測定点を示す。

（4）　地盤沈下

地盤沈下については、埼玉県が水準基標 593 点（令和 3 年）で精密水準測量を実施しています。うち本市における過去 5 年間の地盤沈下量は＋0.2 ㎜から-11.6 ㎜となっています。

■地盤沈下量（平成 29 年～令和 3 年）

所在地	調査開始年月日	各年別変動量（ｍｍ）					過去5年間の変動量（ｍｍ）	調査開始からの変動量（ｍｍ）	令和4.1.1の真高（T.P.)(m)
		H29.1.1	H30.1.1	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1			
		H30.1.1	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1	R4.1.1			
平塚新田	H14.1.1	0.2	0.3	1.1	-3.4	1.5	-0.3	-83.3	28.8044
下増田	S54.1.1	-5.6	-3.7	-1.1	-2.7	6.7	-6.4	-152.8	29.7634
上之	H17.1.1	-2.1	-7.2	4.4	-6.5	3.7	-7.7	-57.4	23.7007
銀座	H17.1.1	-1.7	-3.1	2.2	-4.8	4.1	-3.3	-42.7	25.8160
小八林	S52.1.1	0.9	-3.9	2.0	-1.2	2.3	0.1	-70.1	18.3829
箕輪	S52.1.1	-0.6	-5.1	1.6	0.1	2.0	-2.0	-68.0	25.1890
吉所敷	S62.1.1	-1.6	-2.9	1.5	-3.7	4.7	-2.0	-62.9	20.8175
下恩田	S52.1.1	-0.4	-1.7	0.6	-1.8	2.1	-1.2	-77.0	23.1692
榎町	H19.1.1	0.5	-3.5	1.0	-3.3	3.7	-1.6	-24.1	29.4185
石原	H18.1.1	1.4	-4.2	3.1	-3.9	3.8	0.2	-30.5	31.3045
新島	H18.1.1	0.4	-3.9	0.9	-1.2	1.2	-2.6	-30.7	34.6260
高柳	H18.1.1	1.4	-4.0	1.6	-3.1	3.1	-1.0	-27.1	35.1206
本町	H18.1.1	-1.0	-3.5	2.9	-4.6	4.3	-1.9	-35.0	29.9282
葛和田	S54.1.1	-3.8	-10.2	3.4	-3.0	6.6	-7.0	-156.2	25.3809
弁財	S54.1.1	-5.4	-9.3	2.4	-2.4	6.5	-8.2	-145.3	25.9476
善ヶ島	S54.1.1	-5.9	-11.6	3.8	-5.3	7.4	-11.6	-126.0	26.9927
妻沼	S54.1.1	-4.0	-8.1	3.1	-4.3	9.6	-3.7	-110.1	28.3187
妻沼台	S54.1.1	-5.7	-6.3	2.8	-2.6	7.9	-3.9	-113.7	29.8479
八木田	S54.1.1	-6.2	-5.8	1.4	-4.2	7.5	-7.3	-183.0	29.8867
飯塚	S62.1.1	-4.2	-7.8	2.5	-2.6	7.5	-4.6	-129.9	29.2124
御正新田	S53.1.1	-2.5	1.4	0.9	-1.5	0.7	-1.0	-41.7	44.9454
板井	H9.1.1	-0.7	-0.3	0.4	-3.3	0.4	-3.5	-24.4	72.2257
江南中央	H12.1.1	-4.2	2.3	0.8	-2.4	0.8	-2.7	-26.7	61.7085

資料：埼玉県地盤沈下調査報告書

地盤沈下は地下水のくみ上げの影響を受けると考えられていますが、本市の地下水揚水量は、平成 30 年以降から減少傾向にあります。

■地下水揚水量（平成 29 年～令和 3 年）　　単位　㎥/日

	H29	H30	H31／R1	R2	R3
水道用	50,063.9	49,238.9	48,299.3	47,393.9	46,957.8
建築物	2,718.0	2,767.4	2,678.7	2,643.3	3,088.3
工業用	17,676.5	24,175.0	23,405.7	23,221.6	21,793.5
農業用	3,807.3	3,892.0	3,252.9	3,455.7	4,165.6
水産業	4,055.7	3,832.3	4,014.8	3,774.8	3,570.2
非常災害	5,400.3	5,364.2	7,268.1	8,198.5	7,981.3
その他	506.9	390.6	428.0	442.4	424.4
全体	84,228.6	89,660.4	89,347.5	89,130.2	87,981.1

資料：埼玉県地盤沈下調査報告書

（5）　有害化学物質等

本市では、平成 10 年度「ダイオキシン類緊急全国一斉調査（当時環境庁実施）」において三ケ尻における大気中のダイオキシン類濃度が大気環境指針（0.8pg-TEQ/㎥）を超過していることが明らかになり、大気・河川水中のダイオキシン類について、毎年埼玉県が調査を行っています。本市も大気について市内 8 地点で調査を行っており、季節毎に年 4 回測定し、平成 15 年度から全ての地点で環境基準を達成しています。また、河川水についても 1 地点で調査を行い、測定値は環境基準を達成しています。これらは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の強化や、市独自に取り組んだ「熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に関する紛争の予防及び調整に関する条例」・「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」やそれに基づく「きれいな空気巡視員」による監視活動等の成果によるものと思われます。

平成 28 年度の地下水中に含まれる「地下水の水質汚濁に係る環境基準に定める項目」についての調査は５地点で行い、４地点で全ての分析項目について環境基準を達成していました。なお、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」について基準を超過した 1 地点については継続して調査を行っていきます。

また、平成 10 年の地下水調査でトリクロロエチレンが検出された別府地区及びその周辺、千代地区及びその周辺地域で継続しての「定期モニタリング調査」を実施しています。平成 28 年度には 13 地点で調査を行い、全ての地点で環境基準を達成しています。

有害大気（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等）については、一般環境熊谷局（熊谷市役所敷地内）で埼玉県が調査していますが、継続して環境基準を達成しています。

このように多くの有害化学物質の濃度は、環境基準を下回っていますが、今後も新たな有害物質から健康被害を発生させないための監視・指導を継続する必要があります。

■三ケ尻における大気環境中のダイオキシン類濃度の推移（埼玉県実施）

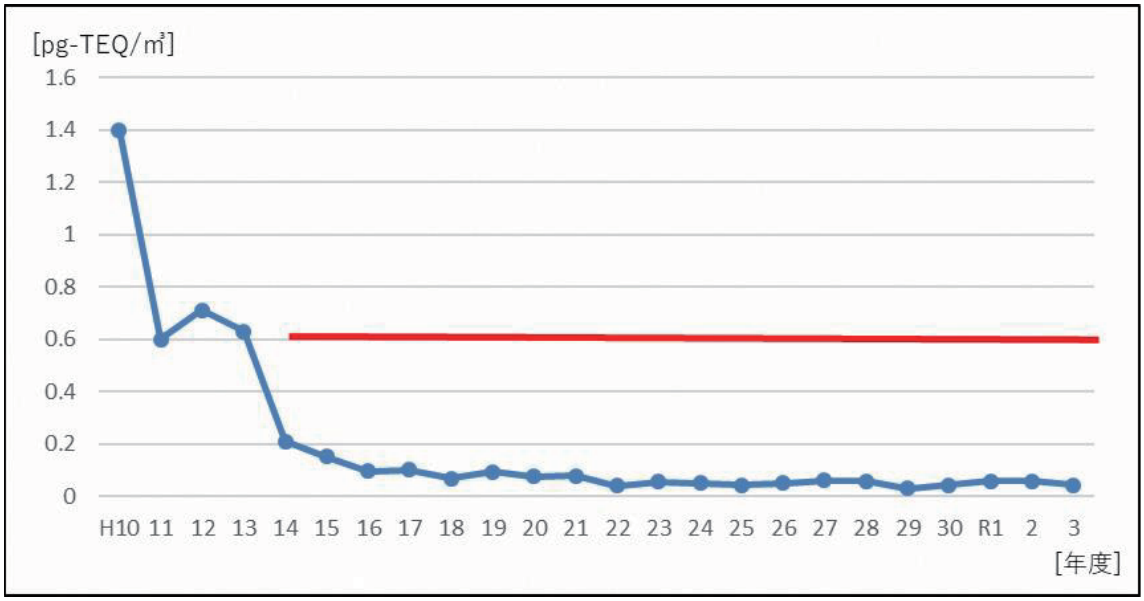

※　大気中のダイオキシン類に係る環境基準…0.6pg-TEQ/㎥。

※　法改正に伴い、平成 14 年度より大気の汚染に係る環境基準値が定められたことを朱線で示しています。

※　埼玉県が実施する三ヶ尻における大気環境中のダイオキシン類濃度調査は、長期間（１０年以上）環境基準を達成しており、他の調査地点とも有意差がないことから、令和３年度をもって終了しました。

（6）　廃棄物（ごみ）

本市のごみの排出量は、過去 10 年間において僅かに減少傾向となっています。一人一日当たりのごみ排出量は、県平均の 841g（令和３年度）に比べ多い状況であり、より一層のごみ減量が必要です。また、最終処分場における埋立量は、平成 13 年から実施している市内のセメント製造会社でのごみ焼却灰セメント資源化事業の導入により大きく減少した以降は一定の水準を保ちながら、ごみの再資源化（リサイクル）が進んでいる一方、家電リサイクル法に基づく適正な処分がなされなかったテレビ等の家電製品や、その他の日常生活用品等の不法投棄についての報告や通報も市民から寄せられています。

環境基本計画策定に当たり、市民を対象としたアンケートでも「家庭で行っている取組」の質問では、「食べ残しをしないようにしている」・「ごみの分別収集、資源回収に協力している」という項目に対し、「行っている」「ときどき行っている」との回答が 9 割以上となっており、食べ残しの減少やごみの分別収集、資源回収の意識が高いことが認められます。

今後も一層、廃棄物等の発生抑制やリサイクルへの取組を充実させる必要があります。

■市のごみ排出量と一人一日当たりのごみ排出量

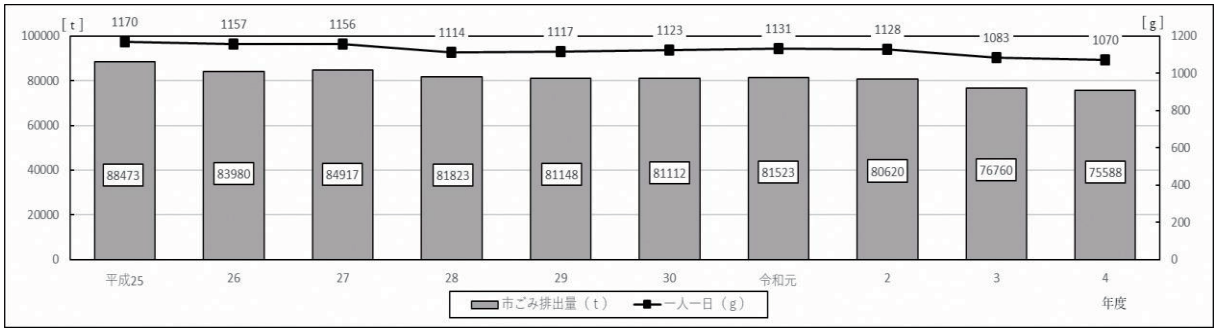

■最終処分場埋立量の推移

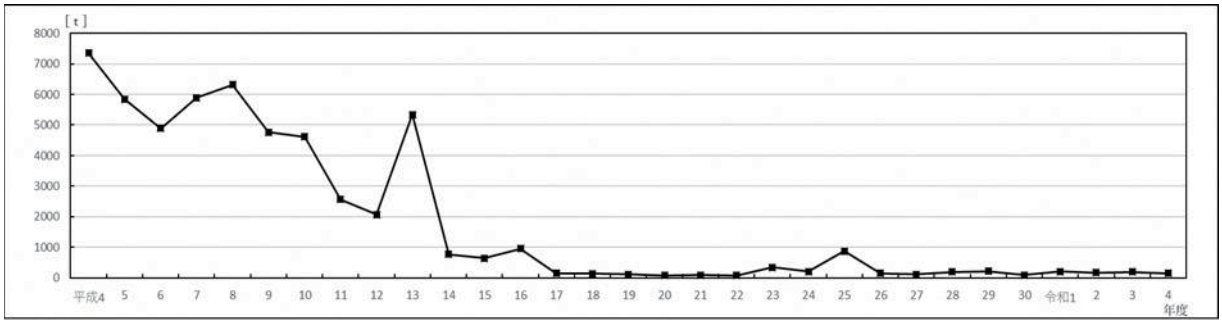

資料：令和 5 年度熊谷市清掃事業概要

※　平成 25 年度の増加は、同年度に発生した竜巻災害及び大雪災害による瓦礫等の搬入による。

※　令和元年度は、台風１９号により罹災した稲わら等の受入分（240.56ｔ）は除く。

（7）　公害苦情

公害苦情では、大気に関する苦情（野外焼却等）が毎年多く、その他は水質、騒音、悪臭に関するものがあります。

市では法令に抵触する事案を公害苦情として取り扱っていますが、法令では規制のできない苦情や相談も多く寄せられています。

市民アンケートでも、「暮らしの中で気づくこと」の質問では、「星がよく見え、空気がきれいだと思う」、「街中や田園風景など、熊谷の景観を美しいと思う」の項目で、多くの人が否定的な意見を挙げていることからも、環境美化や生活環境の改善の要望の高さがうかがえます。

■公害に関する苦情件数等の推移

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		平均	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
大気	7	35.0	8	57.1	3	25.0	5	55.6	4	40.0	2	33.3	5	38.5
水質	7	35.0	4	28.6	5	41.7	3	33.3	6	60.0	4	66.7	5	38.5
騒音	4	20.0	2	14.3	2	16.7	1	11.1	0	0.0	0	0.0	2	15.4
悪臭	2	10.0	0	0.0	2	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	7.7
振動	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
土壌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	20	100.0	14	100.0	12	100.0	9	100.0	10	100.0	6	100.0	13	100.0

■公害に関する苦情件数の内訳（平成 29～令和 4 年度平均）

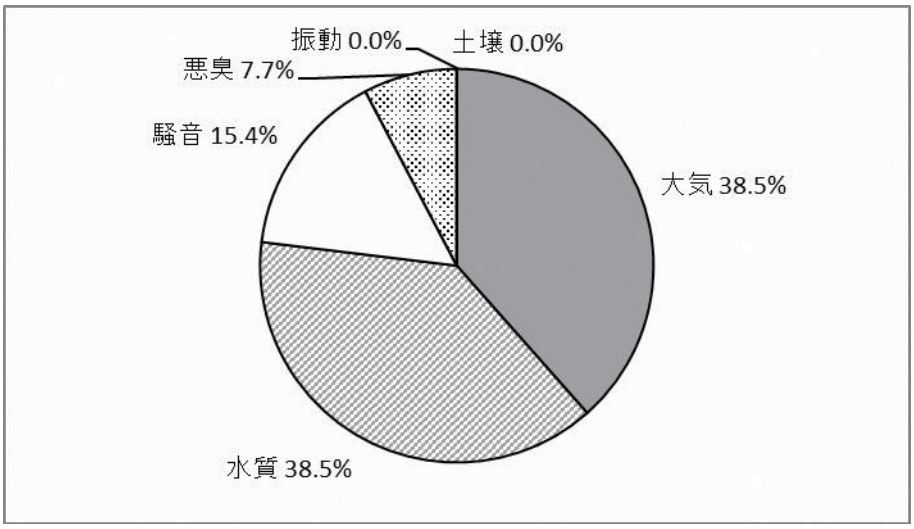

快適環境

（1）　景観

本市は、熊谷駅、籠原駅及び妻沼聖天山周辺を中心として住宅地が、その外側に農村集落が広がる都市構造となっています。

南に荒川、北に利根川が流れ、南部地域においては平地林や斜面林に加え、農耕地や点在する屋敷林などの自然豊かな景観が広がり、北部地域においては、利根川流域の肥沃な大地に聖天山を中心とした門前町の歴史・文化資源と広大な田園風景が景観を形成しています。

また、中心市街地を流れる星川は、広場が整備され樹木も植栽されています。さらに、回遊式庭園や数寄屋感覚を取り入れた星溪寮・松風庵・積翠閣を有する星溪園へと道行く人を導き、点在する彫刻は心を和ませ、楽しませてくれます。

さらに、市民・事業者・行政の協働のもと、良好な景観の形成に関する方針等を定めた「熊谷市景観計画」を策定しました。

（2）　公園・緑地

本市には令和５年４月１日現在、（国営）武蔵丘陵森林公園、（県営）熊谷スポーツ文化公園、（県営）荒川大麻生公園と熊谷さくら運動公園、中央公園、別府沼公園、江南総合公園、妻沼運動公園、利根川総合運動公園等の各種都市公園が 146 か所、総面積 492.0ha あり、市民一人当たりの公園面積も 25.6 ㎡となっており、埼玉県平均の 7.7 ㎡、全国平均の 10.8 ㎡、さらには国が定める標準面積 10 ㎡を大きく上回っています。



中央公園の祇園枝垂れ桜「千代鶴姫」

（3）　歴史・文化

本市には、主たる時代として旧石器時代から江戸時代まで、各時代の遺跡が数多くあります。

中条古墳群から出土した東京国立博物館に収蔵されている「短甲の武人（武人埴輪）」や郵便切手の図案にもなった「馬形埴輪」は、考古資料として価値が高く重要文化財に指定されています。また、同じく東京国立博物館に収蔵されている「踊る人々（踊る埴輪）」も江南地区の野原古墳群から出土したものです。市内には、有形・無形の様々な歴史的文化遺産が数多く継承されており、令和５年９月 30 日現在で、８件の国指定文化財、31 件の県指定文化財、251 件の市指定文化財、12 件の国登録有形文化財、１件の選定保存技術があります。

国指定文化財としては、埼玉県初で唯一の国宝建造物として指定された妻沼聖天山の「歓喜院聖天堂」は、江戸中期の建築であり、彫刻や彩色の高度な技法、庶民の寄附等によって建立されたことが高く評価されています。また、江戸末期に造られた妻沼聖天山の重要文化財建造物「貴惣門」、現在のところ古墳時代終末期の築造と考えられている史跡「宮塚古墳」、飛鳥時代～平安時代の史跡「幡羅官衙遺跡群 西別府祭祀遺跡」などがあります。

県指定文化財としては、建造物「諏訪神社本殿」や史跡「甲山古墳」など、市指定文化財としては、建造物「根岸家長屋門」や名勝「星溪園」などが代表として挙げられます。

また、無形民俗文化財としては、市指定文化財の、「関東一の祇園」と称される「熊谷八坂神社祭礼行事（熊谷うちわ祭）」や葛和田大杉神社の「大杉神社祭礼行事（あばれ神輿）」などをはじめとして多くの伝統行事が古くから根付いています。



国宝「歓喜院聖天堂」